

マージン率等に係る情報提供について

株式会社イノグレス

労働者派遣法第23条第5号に基づき、下記の情報を提供します。

対象期間： 令和5年5月1日 ～ 令和6年4月30日

記

- 1 令和6年6月1日 付 派遣労働者数17 名
- 2 令和6年度派遣先事業者数6 社
- 3 令和6年度労働者派遣に関する料金の平均額40,636 円
- 4 令和6年度派遣労働者の賃金の平均額22,608 円
- 5 労働者派遣に関する料金の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を
控除した額を当該労働者派遣に関する料金の平均額で除して得た割合44.4 %
- 6 派遣労働者キャリア形成支援制度に関する事項

キャリアコンサルティングの相談窓口 派遣事業運営係 TEL 045-314-3393

訓練の内容	対象者	方法	主体	費用負担	賃金支給	一人当たりの平均 実施時間
マナー研修・通信について	未経験の新規採用者	OFF-JT	弊社	無償	有給	12時間
通信プロトコルの仕組み	1年以上の雇用見込者	OFF-JT	弊社	無償	有給	12時間
通信ログ解析の手法	2年以上の雇用見込者	OFF-JT	弊社	無償	有給	12時間
通信ログ解析(上級)	3年以上の雇用見込者	OFF-JT	弊社	無償	有給	12時間
管理者研修(進捗管理)	4年以上の雇用見込者	OFF-JT	弊社	無償	有給	12時間
管理者研修(人員管理)	5年以上の雇用見込者	OFF-JT	弊社	無償	有給	12時間

- 7 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

労使協定を締結していない

労使協定を締結している（協定書の有効期間終期 令和7年3月31日）

協定労働者の範囲：ソフトウェア作成者の業務に従事する従業員